

## 岡垣町ごみステーション用ネットの支給に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岡垣町内のごみステーションで使用するためのネットを支給することにより、町民の快適な生活環境の保全と町内で発生するごみを安全かつ効率的に収集することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、岡垣町ごみステーションの設置及び管理に関する要綱（令和6年岡垣町要綱第39号）で使用する用語の例による。

### (支給対象者)

第3条 ネットの支給を受けることができる者は、ごみステーションの管理を代表する者とする。

### (支給対象ごみステーション)

第4条 ネットの支給の対象となるごみステーションは、5世帯以上が利用するごみステーションとする。ただし、2世帯以上で利用し、かつ、自治区及び町が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するごみステーションで使用するときは、支給の対象としないものとする。

- (1) 営利を目的とする賃貸住宅、共同住宅等のごみステーション
- (2) 開発事業者が設置するごみステーション
- (3) 前2号に掲げるほか、町長が不適当と認めるごみステーション

### (ネットの支給)

第5条 支給するネットの寸法は、2m×3mとし、支給枚数は、ごみステーション1か所につき1枚とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 ネットの支給回数は、ごみステーション1か所につき1回限りとする。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりネットが使用することができなくなったとき、又はその他町長が必要と認めるときは、ネットが支給された年度の翌年度以降に、1年度につき1回に限り、再度支給することができる。

### (支給申請)

第6条 ネットの支給を受けようとする者は、岡垣町ごみステーション用ネット

ト支給申請書（様式第1号）に設置する場所が分かる地図を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、他の書類を添付させることができる。

（支給決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、支給を決定する。なお、支給が適当でないと認めるときは、申請を却下することができる。

（支給）

第8条 町長は、ネットの支給を決定したときは、速やかにネットを支給するものとする。

（支給の取消及びネットの返還）

第9条 町長は、前条の規定によりネットの支給の決定を受けた者（以下「支給対象者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消し、返還を命じることができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により支給を受けたとき。
- （2）この要綱の規定に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、前項により支給の決定を取り消したときは、岡垣町ごみステーション用ネット支給取消決定通知書兼返還命令書（様式第2号）により支給対象者へ通知を行う。

（免責）

第10条 ネットの使用に起因して生じた事故及び損害等については、町は責任を負わないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。